

定 款

S B I ホールディングス株式会社

1999年	7月	7日	定款認証
1999年	7月	8日	会社設立
1999年	9月	1日	改正
1999年	10月	5日	改正
1999年	12月	22日	改正
2000年	3月	29日	改正
2000年	7月	4日	改正
2000年	8月	8日	改正
2000年	8月	23日	改正
2000年	8月	25日	改正
2000年	8月	26日	改正
2000年	11月	13日	改正
2000年	11月	20日	改正
2001年	7月	31日	改正
2001年	12月	19日	改正
2002年	12月	19日	改正
2003年	3月	28日	改正
2003年	4月	1日	改正
2003年	6月	2日	改正
2003年	6月	23日	改正
2004年	1月	20日	改正
2004年	6月	23日	改正
2004年	10月	5日	改正
2005年	6月	29日	改正
2006年	3月	1日	改正
2006年	4月	1日	改正
2006年	6月	29日	改正
2007年	6月	28日	改正
2008年	6月	27日	改正
2009年	6月	26日	改正
2010年	1月	6日	改正
2010年	6月	29日	改正
2011年	6月	29日	改正
2012年	6月	28日	改正
2022年	6月	29日	改正

SBIホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、SBIホールディングス株式会社と称し、英文では、SBI Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 経営一般および株式公開に関するコンサルティング
2. 有価証券の取得、保有および運用
3. 投資事業組合財産の運用および管理
4. 投資事業組合財産持分の募集および販売ならびにその取扱い
5. 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
6. 有価証券の売買等の媒介・取次・代理
7. 投融資に関する評価計算事務および信用審査の受託
8. 有価証券等の売買（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引）
9. 融資、保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介
10. 金融業
11. 関連各種企業に対する経営指導
12. 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務
13. 有料職業紹介業
14. 労働者派遣事業
15. 広告業
16. 情報提供サービス業および情報処理サービス業
17. 不動産の売買・交換・貸借およびその仲介・媒介ならびに所有・管理および利用
18. オンライン金融業務システムの開発および保守
19. 通信販売業務ならびに情報提供の仲介
20. マーケティングリサーチおよび各種情報の収集分析
21. 広告・宣伝の情報媒体の企画・売買ならびに広告代理店業務
22. コンピュータ、その周辺機器およびそのソフトウェアの開発、設計、製造、レンタル、リースおよび販売ならびに輸出入業務
23. 各種印刷物の製作、出版および販売
24. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業務
25. 不動産の所有、売買、管理の受託および不動産の鑑定業務
26. 不動産に関するコンサルタント業務
27. 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、監理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託
28. 土地の開発造成
29. 宅地造成および分譲
30. 宅地の開発ならびに造成事業
31. 建築物の設計・監理業務
32. 測量業
33. 不動産特定共同事業法に基づく投資事業
34. 不動産、不動産担保付債権等に関する精密調査、市場調査、資料収集、投資情報の提供に関する業務

35. 債権の管理事務の代行
36. 投資業
37. 総合リース業
38. 人材開発に関するテスト事業および教育・研修事業
39. 事業処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理の請負
40. 両替業
41. 住宅ローン、自動車ローン等のインターネットを利用した情報提供サービス
42. 住宅ローン、自動車ローン等のインターネットを利用した情報検索サービス
43. 住宅ローン、自動車ローン等のインターネットを利用した契約の申込受付および取次業務ならびにコンサルティング業務
44. 文書作成代行業務
45. 文書送付代行業務
46. インターネットを利用してアプリケーションプログラムの機能を提供するサービス事業者向けのコンピュータシステム提供サービス
47. インターネットを利用してコンピュータプログラムの機能を提供するサービス
48. インターネットを利用した情報システムの開発、販売
49. 計算事務代行業務
50. ゴルフ、スポーツクラブ、リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車船券、コンサートその他興行チケットの売買、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカードの発行・販売
51. 情報の収集処理および販売
52. 情報通信機器およびシステムソフトウェアの開発、運用、販売および管理ならびにその斡旋
53. 株式、債券、産業開発事業への投資に関する調査企画
54. 国内外投資先の斡旋および仲介
55. 事務機械化および経営合理化ならびに不動産に係る有効利用に関するコンサルタント業務
56. 古物売買および委託販売ならびに輸出入
57. コールセンターの運営
58. 販売促進に関する情報・資料の収集、企画および販売
59. 銀行代理業
60. 旅行業
61. 国際・国内会議の開催および各種催事の企画、立案ならびに運営に関する請負
62. 旅行・観光、文化に関するセミナーの開催ならびにコンサルタント業務
63. 旅行に関する物品の販売ならびに取次
64. ホテル、旅館、食堂、喫茶店ならびに観光施設の経営
65. 観光地の開発に関する企画、立案ならびにコンサルタント業務
66. 金融商品取引法に規定する、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業および金融商品仲介業
67. 前項の業務のほか、金融商品取引法に基づき行うことのできる業務
68. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
69. つぎの業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - (1) 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
 - (2) 経営一般に関するコンサルティング
 - (3) 有価証券の取得、保有、売買、運用および管理
 - (4) 投資事業組合財産の運用および管理
 - (5) 投資事業組合財産持分の募集および販売ならびにその取扱い
 - (6) 融資、保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介
 - (7) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引

- (8) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- (9) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、私募の取扱い、売買その他の業務
- (10) 銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (11) 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務
- (12) 金融商品取引法に規定する、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業および金融商品仲介業
- (13) 前号の業務のほか、金融商品取引法に基づき行うことのできる業務
- (14) 商品取引所法の適用を受ける取引所が開設する市場における上場商品の売買および売買取引の受託ならびに取次業務
- (15) 外国における商品取引所が開設する商品市場における上場商品の売買および売買取引の受託ならびに取次、代理、仲介業務
- (16) 貴金属、非鉄金属、希少金属等の鉱物資源、石油、天然ガス等のエネルギー資源、農産物、畜産物、水産物、砂糖、天然ゴム、合成ゴム等の原材料の売買、輸出入貿易およびその取次、仲介ならびに代理業務
- (17) 金銭の貸付および住宅ローンの事務代行および債務保証
- (18) 不動産の所有、利用、管理、賃貸借、売買、交換、仲介および鑑定業ならびにこれらの受託
- (19) 不動産特定共同事業
- (20) 土地の造成、埋立および浚渫
- (21) 土木・建築・内装・造園等の工事の設計、監理、請負、コンサルティングおよび施工
- (22) モデルハウスの展示業
- (23) 催事、会議、セミナーの企画、運営、設営請負
- (24) ホテル・旅館・レストラン・喫茶店の経営、スポーツ施設、遊技場等の娯楽施設の所有、管理、運営および貸借
- (25) ホテルおよびスポーツ施設の利用に関する会員権ならびにゴルフ会員権、リゾートマンション会員権の売買、売買の受託および仲介
- (26) 情報提供サービス業および情報処理サービス業
- (27) マーケティングリサーチ、各種情報の収集分析および委託計算請負業務
- (28) 電話受信および発信事務業務の請負
- (29) コンピュータ、その周辺機器およびそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売および輸出入ならびにこれらの利用に関するサービスの提供およびコンサルティング業務
- (30) 企業活動に伴う広報および情報開示に関する業務の請負ならびにインターネットのホームページの企画立案
- (31) 広告・宣伝の情報媒体の企画・売買ならびに広告代理店業務
- (32) 各種印刷物の製作・出版および販売
- (33) 翻訳業
- (34) 労働者派遣事業
- (35) 通信販売業務
- (36) 日用品雑貨、家具、スポーツ用品および園芸用品の販売
- (37) 煙草、印紙、切手および食料品・酒類・清涼飲料水の販売
- (38) 各種イベントに関する企画、制作、運営および請負
- (39) 古物売買および委託販売ならびに輸出入
- (40) 特定金銭債権の管理および回収ならびに買取
- (41) 特定金銭債権以外のファクタリング業
- (42) 集金代行業
- (43) 債権買取会社等の事務代行業務
- (44) 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、監理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託

- (45) 土木建築工事業
- (46) 土地の開発造成
- (47) 宅地造成および分譲
- (48) 宅地の開発および分譲
- (49) 建築物の設計・監理業務
- (50) 測量業
- (51) 不動産、不動産担保付債権等に関する精密調査、市場調査、資料収集、投資情報の提供に関する業務
- (52) オーディオ・ビデオ・映画の製作ならびに配給事業
- (53) 音楽録音物の企画・制作、音楽著作権等の財産権の取得・譲渡・貸与・管理およびその利用方法の開発ならびに映画の企画製作
- (54) インターネットプロバイダー業
- (55) 健康機器、美容器具、スポーツ機器などの商品開発、製造、卸、販売および輸出入
- (56) 化粧品、香料、石鹸、養毛剤、シャンプー、リンスおよび栄養補助食品の研究開発、製造、卸、販売ならびに輸出入
- (57) 宝石および貴金属製品の加工、卸、販売ならびに輸出入
- (58) 玩具、人形、文房具、衣料品、衣料雑貨品、衣料用繊維製品、キーホルダー、楽器、ぬいぐるみ、日用雑貨品、食器、陶器の企画開発、製造、卸、販売および輸出入
- (59) 婦人服、紳士服、子供服およびバッグの商品企画ならびに製造
- (60) スポーツクラブ、エステティックサロンおよび美容室の企画ならびに運営
- (61) 美容コンサルタント業務
- (62) 鞆袋物製品の企画開発および販売
- (63) 菓子、清涼飲料水等の飲食料品の企画開発および販売
- (64) 住宅ローン、自動車ローン等のインターネットを利用した情報提供サービス
- (65) 住宅ローン、自動車ローン等のインターネットを利用した情報検索サービス
- (66) 住宅ローン、自動車ローン等のインターネットを利用した契約の申込受付および取次業務ならびにコンサルティング業務
- (67) 文書作成代行業務
- (68) 文書送付代行業務
- (69) 両替業
- (70) 国内外投資先の斡旋および仲介
- (71) インターネットを利用してアプリケーションプログラムの機能を提供するサービス事業者向けのコンピュータシステム提供サービス
- (72) インターネットを利用してコンピュータプログラムの機能を提供するサービス
- (73) インターネットを利用した情報システムの開発、販売
- (74) 住宅ローンの貸付および媒介業
- (75) クレジットカード業
- (76) 金融業
- (77) 信用調査業務
- (78) 計算事務代行業務
- (79) 総合リース業およびその代行業務
- (80) 売掛債権、手形の記帳代行業務
- (81) ゴルフ、スポーツクラブ、リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車船券、コンサートその他興行チケットの売買、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカードの発行・販売
- (82) 情報の収集処理および販売
- (83) 情報通信機器およびシステムソフトウェアの開発、運用、販売および管理ならびにその斡旋
- (84) 投融資に関する評価計算事務および信用審査の受託

- (85) 株式、債券、産業開発事業への投資に関する調査企画
- (86) 事務機械化および経営合理化ならびに不動産に係る有効利用に関するコンサルタント業務
- (87) コールセンターの運営
- (88) 販売促進に関する情報・資料の収集、企画および販売
- (89) 著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ、システム技術その他のソフトウェアの取得、利用方法の企画・開発、保全、利用、処分ならびにこれらの仲介
- (90) 動産の賃貸業
- (91) イベントの企画、運営、開催
- (92) 銀行代理業
- (93) 損害保険業
- (94) 生命保険業
- (95) 他の保険会社（外国保険業者を含む）の保険業に係る業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前2号の業務に付随する業務
- (96) 前3号のほか保険業法その他の法律により損害保険会社または生命保険会社が行うことのできる業務
- (97) 経営、国際問題、経済、政治、社会問題に関するコンサルティングおよび講演会、セミナーの実施
- (98) 経営、国際問題、経済、政治、社会問題に関する情報提供の配信サービス
- (99) 人材育成のための研修受託業務
- (100) インターネットおよび企業内情報システムによる経営学・経済学・人間学・会計学等の講義ならびにその受講生の受講管理、履修管理、試験の実施、成績管理
- (101) イベント、講演会、勉強会、試験等の企画、運営
- (102) 人材の職業適性能力の開発を目的とする研修の実施
- (103) 構造改革特別区域法に基づく学校の経営
- (104) テレビ番組および経営学・経済学・人間学・会計学等の教育・指導に関するノウハウのビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク、デジタル・ビデオディスク、書籍、インターネット配信等への媒体への変換ならびにその販売
- (105) インターネット配信および企業内情報システムの企画、制作、販売および運営
- (106) 経営学・経済学・人間学・会計学等の教育・指導に関するノウハウの企画および販売
- (107) 事業の設立、経営に関する助言、指導および援助
- (108) 放送およびビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク、デジタル・ビデオディスク、書籍、インターネット配信とインターネットを組み合わせた講義受講方式の研究、開発、運営ならびにコンサルティング
- (109) 通信ネットワークと対面集合教育とを組み合わせた講義受講方式の研究、開発、運営ならびにコンサルティング
- (110) 放送法による委託放送事業
- (111) テレビ番組の企画、制作および販売
- (112) セミナールームの賃貸および管理
- (113) 旅行業
- (114) 国際・国内会議の開催および各種催事の企画、立案ならびに運営に関する請負
- (115) 旅行・観光、文化に関するコンサルタント業務
- (116) 旅行に関する物品の販売ならびに取次
- (117) 観光地の開発に関する企画、立案ならびにコンサルタント業務
- (118) 医薬品、医療用機械器具、医療用具の研究開発、設計、製造、販売および輸出入
- (119) 電気通信事業法に基づく電気通信事業

- (120)その他一切の事業
- 70. 前各号に付帯・関連する一切の事業
- 71. その他一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、341,690,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株式および新株予約権につき株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿

および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主および新株予約権者の権利行使、株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第 15 条 株主総会の招集者および議長は、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は22名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会)

第23条 取締役会の招集者および議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。
3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。
4. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第27条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。

(監査役会)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる。

2. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3. 当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。

4. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 35 条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、剰余金の配当には、利息を付さない。

(附則)

1. 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。